

指定居宅介護支援事業運営法人 代表者 各位
指定居宅介護支援事業所 管理者 各位

健康福祉局高齢在宅支援課長 水野 直樹

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにおける
介護予防サービス・支援計画書の評価・計画期間の見直しについて

1 趣旨

要支援者の介護予防支援においては、国の基準で、少なくとも 3 か月に 1 回は訪問によるモニタリングを行うこと等が規定されていますが、介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という）の評価・計画期間の設定については特に規定がなく各市町村の判断に任されており、本市においては、従前から、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という）のケアプランの評価・計画期間について最長 6 か月とする運用を行っています。

このような中、本市の要支援者の介護度は、1 年の経過後も 6 割程度の方に変化がみられず、また、要支援者数が増加傾向にある一方で介護支援専門員は減少傾向にあること等から、居宅介護支援事業所が介護予防支援等の業務の受託を控える一つの要因にもなっていると考えられます。

以上の状況を踏まえ、介護支援専門員の事務負担軽減の必要性や受託の促進を図る観点から、ケアプランの評価・計画期間の見直しに係る運用を以下の通り変更します。

2 評価・計画期間の見直し内容

変更前	ケアプランの評価・計画期間は 3～6 か月
変更後	ケアプランの評価・計画期間は、最長 12 か月とする

3 ケアプランの評価・計画期間を 12 か月とする考え方について

状態が安定し、悪化の可能性が低い場合に、評価・計画期間を最長 12 か月とすることが可能です。条件の目安は以下の通りです。

- (1) 認定の有効期間が 1 年以上
- (2) 本人の身体状況に大きな変化がない
- (3) 利用しているサービスが大きく変わらない
- (4) 本人を取り巻く環境や家族の状況に変化がない

4 変更日

令和 4 年 10 月 1 日

5 留意事項

- (1) 変更後の運用（「最長 12 か月」）は、計画期間の初日が令和 4 年 10 月 1 日以降の日となるケアプランに適用します。
- (2) ケアプランのうち、計画期間の初日が令和 4 年 9 月 30 日以前の日となるものは、変更前の「3～6 か月」を継続し、令和 4 年 10 月 1 日以降、新たなケアプランを作成する際（要支援認定の更新、区分変更、利用サービスの変更等）に、変更後の「最長 12 か月」を適用します。
- (3) 少なくとも 3 か月に 1 回、訪問によるモニタリングを行い、その他の月は電話や通所先での面接を行うこと等、その他の運用については、令和 4 年 10 月 1 日以降も現行のとおりです。

健康福祉局高齢在宅支援課
担当：柏田、千葉、望月、小泉
電話：671-2405 FAX：550-3612
e-mail：kf-yoboucm@city.yokohama.jp